

令和 7 年度私立高等学校学費軽減給付金のお知らせ

京都府では、私立高等学校に在籍する生徒の奨学と保護者負担の軽減を図るため、各学校の協力を得て、学費軽減給付金制度を実施します。

以下の受給要件等を確認の上、学費（授業料）の軽減を受けようとする場合は、別添の学費軽減申請書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して、10 月 10 日（金）までに学校へ提出してください。

1 補助対象者

次の(1)～(3)の全ての要件を満たしている方

- (1) 生徒が令和 7 年 10 月 1 日現在、滋賀県、大阪府又は奈良県内の私立高等学校の全日制又は定時制に在籍していること。
- (2) 保護者が令和 7 年 10 月 1 日現在、京都府内に住所を有していること。
原則、保護者が府内に住所を有していることが要件ですが、一時的に保護者の一方が単身赴任等で県外に居住している場合は、学校に御相談ください。
- (3) 保護者の所得額(※)が下表（2 頁）の【学費軽減基準額表】の所得区分に該当し、国の高等学校等就学支援金を受給していること。ただし、学校等から授業料の全額免除又は授業料相当額の給付をされている場合は、学費軽減給付金制度の対象となりません。
(※)保護者全員の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額の合算額
(注)「保護者」とは、子に対して親権を行う者のことをいいます。
ただし、生徒が未成年者で保護者がいない場合又は生徒が成年に達した場合は、当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生活を維持している場合は、当該他の者）で京都府内に住所を有する者を保護者と見なします。

2 授業料の軽減額

下表（2 頁）の保護者の所得基準に応じて補助されます。

授業料の軽減は、高等学校在学期間中 3 回（定時制課程にあっては、卒業までの最短期間分）を限度に実施します。ただし、国の高等学校等就学支援金を受給している年度に限ります。

また、各学校で実施される授業料補助制度を利用している場合、軽減額の減額調整が行われる場合があります。

3 学校への提出書類

- (1) 学費軽減給付金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額に係る証明書類（保護者全員分）

なお、申請書の「給付金について、学校が、国の高等学校等就学支援金の認定結果に係る情報を確認することに同意します。」にチェックすることにより、書類の添付を省略することができます。

添付する場合は、①～③の書類のいずれかの書類を準備してください。

- ① 〔自営業等の方〕令和7年度市町村民税・府民税納税通知書の写し（4頁見本①）
- ② 市町村が発行する令和7年度課税証明書（全部事項証明書）の原本（4頁見本②）
- ③ 〔生活保護世帯の方〕福祉事務所が発行する受給証明書の原本

【学費軽減基準額表】

各府県内の私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の所得基準		各府県、給付金の額 （生徒1人あたり）	
		大阪府又は奈良県	滋賀県
令和7年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額	154,500円未満	20,000円	—
	154,500円以上 217,700円未満	20,000円	20,000円
	217,700円以上 304,200円未満	20,000円	20,000円

注1 政令市に市町村民税を納税する場合は、調整控除の額に4分の3を乗じて得た額

2 生徒本人が早生まれ（誕生日が平成21年1月2日から4月1日までの間）であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出する。

3 高等学校等就学支援金における家計急変支援の対象者については、家計急変後の年間収入見込額を元に所得確認基準額を算出する。

よくある質問と答え

質問 1 保護者の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額の合算額が、所得基準額に該当するかはどのように判断するのか。

答 え 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額については、保護者合算で判断します。例えば、保護者が父と母であれば、父と母それぞれの市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額を合算した額が、基準額（2頁表参照）に該当するかで判断します。（保護者が政令市にお住まいの場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じて得た額とします。）

質問 2 保護者のうち1名が単身赴任で京都府外に住んでいる場合は対象になるか。

答 え 保護者のうち1名が京都府外に単身赴任している場合、生徒が属する世帯の生活の本拠が京都府内であれば対象とします。ただし、他府県の授業料軽減給付金を受ける場合は対象となりません。

質問 3 保護者が海外赴任していて、国内での前年度所得がない場合、所得を証明する書類はどのようなものを提出すればよいか。

答 え 市町村役場では、当該保護者の課税証明書等が発行されませんので、勤務先の会社等の給与支払証明書等、前年度の所得総額がわかる書類を提出する必要があります。詳しくは、学校にお問い合わせください。

質問 4 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額の合算額は、通知書等のどこを見たらよいか。

答 え 4頁の見本の  部分を見てください。

【京都府庁連絡先】

京都府文化生活部文教課 小・中・高校係

電話番号：075－414－4542

【参考】市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除額を証明する書類の様式

見本① 市町村民税・府民税納税通知書（京都市の場合：市町村によって様式は異なります）

[illegible]

見本② 課税証明書 (京都市の場合:市町村によって様式は異なります)

[illegible]

課税標準額×6%—市民税の調整控除額で判断します。
※市民税の調整控除額について、政令市に市町村民税を納税する場合は、市民税の調整控除額に4分の3を乗じて得た額